

令和元年松前町規則第6号

松前町公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和元年7月11日

松前町長 岡 本 靖

松前町公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則

松前町公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（平成14年松前町規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(負担金の徴収猶予)</p> <p>第11条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 町長は、前項の申出があったとき、又は負担金の徴収猶予の理由が消滅したと認めるときは、<u>下水道事業受益者負担金徴収猶予理由消滅通知書</u>（様式第6号）により申請者に通知するものとする。</p> <p>(負担金の減免)</p> <p>第12条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 町長は、前項の<u>申出</u>があったとき、又は減免の理由が消滅したと認めるときは、<u>下水道事業受益者負担金減免理由消滅通知書</u>（様式第8号）により申請者に通知するものとする。</p> <p>(受益者の変更)</p> <p>第14条 省略</p> <p>2 町長は、受益者の変更があったときは、当該変更により納付義</p>	<p>(負担金の徴収猶予)</p> <p>第11条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 町長は、前項の申出があったとき、又は負担金の徴収猶予の理由が消滅したと認めるときは、<u>下水道事業受益者負担金徴収猶予消滅通知書</u>（様式第6号）により申請者に通知するものとする。</p> <p>(負担金の減免)</p> <p>第12条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 町長は、前項の<u>申し出</u>があったとき、又は減免の理由が消滅したと認めるときは、<u>下水道事業受益者負担金減免消滅通知書</u>（様式第8号）により申請者に通知するものとする。</p> <p>(受益者の変更)</p> <p>第14条 省略</p> <p>2 町長は、受益者の変更があったときは、当該変更により納付義</p>

務が発生し、又は消滅した負担金の部分を下水道事業受益者負担金納付額変更通知書（様式第11号）により当事者に通知するものとする。

（住所等の変更）

第15条 受益者（納付管理人を定めた場合は、納付管理人）は、住所、居所、事業所又は事務所を変更したときは、遅滞なく、下水道事業受益者（納付管理人）住所等変更届（様式第12号）を町長に提出しなければならない。

様式第1号（第3条関係）

住 所		下水道事業受益者申告書		申告書番号										
省略		松前町長 盛		省略										
変 益 地	整理番号	所在地	現況地目	譲与	省略	異動年月日	所有権移転	権利の種類	権利設定地積	権利者の住所	氏名(フリガナ)	資産有無	同意印	権利者番号
		地 積	台帳地目	速免										
		省略												
		省略												
		省略												
		省略												
		省略												
		省略												
地積合計		㎡		◎ 裏面をよくお読みください。		※ 年 月 日までに届提出ください。								

務が発生し、又は消滅した負担金の部分を下水道事業受益者負担金納付額変更通知書（様式第11号）により当事者に通知するものとする。

（住所等の変更）

第15条 受益者（納付管理人を定めた場合は、納付管理人）は、住所、居所、事業所又は事務所を変更したときは、遅滞なく、下水道事業受益者住所等変更届（様式第12号）を町長に提出しなければならない。

様式第1号（第3条関係）

住 所		下水道事業受益者申告書		申告書番号										
省略		松前町長 寛		省略										
						松前町公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第2条に基づき次のとおり申告します。								
変 益 地	整理番号	受益地	現況地目	譲与減免	省略	異動年月日	所有権移転	権利の種類	権利設定地積	権利者の住所	氏(フリガナ)名	資産有無	同意印	権利者番号
		台帳地目												
		省略												
		省略												
		省略												
		省略												
		省略												
		省略												
地積合計		㎡		◎ 裏面をよくお読みください。		※ 年 月 日までに届提出ください。								

様式第2号（第5条関係）

（表）

通知書番号

下水道事業受益者負担金決定通知書
(年度賦課)

住所		省略									
整理番号		所在地	現況地目	台帳地目	現況地積 (㎡) (A)	猶予地積 (㎡) (B)	減免 率 (%)		減免地積 (㎡) (C)	受益地積計 (㎡) (D)=(A)-(B)-(C)	負担金額 (円) =(D)×250円
受益地	省略										
合計											

負担金合計 (分割納付の場合)	円	
一括納付の場合	徴収金額	円
	差引納付額	円

負担金の各年度及び期別の内訳は、下記のとおりです。

省略

（裏）

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、松前町長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、松前町を被告として（訴訟において松前町を代表する者は、松前町長となります。）提起することができます（なお、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第2号（第5条関係）

下水道事業受益者負担金決定通知書
(年度賦課)

住所		省略									
整理番号		所在地	現況地目	台帳地目	受益地積 (㎡)	猶予地積 (㎡)	減免 率 (%)		減免地積 (㎡)	あなたの受益者負担金を決定しましたので、松前町公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第5条により通知します。	
受益地	省略										
合計											

受益地積 (㎡) (A)	猶予地積 (㎡) (B)	減免地積 (㎡) (C)	受益者地積計 (A)-(B)-(C)=(D)	1㎡当りの負担金 (E)	負担金額 (D)×(E)=(F)	負担金決定額 (G)

分割納付の場合、負担金の各年度及び期別の内訳は下記のとおりです。

省略

様式第4号（第9条関係）

（表）

下水道事業受益者負担金過誤納金還付(充当)通知書

住 所
省略

年 月 日
松前町長 印

○あなたの納めすぎた負担金を次のとおり還付、充当しますからお知らせします。

還付充当の理由

○過誤納金内訳

1 賦課訂正 2 取り消し 3 重複納付 4 その他 記 事	年 度	通知書番号	納 期	納付済負担金	賦課額・変更額	延滞金	差 引 過 誤 納 額	
	省略							
	計							
	○還付金充当内訳							
	年 度	通知書番号	納 期	納付済負担金	賦 課 額	延滞金	充 当 額	還付額・未納額
	計							
	適用							

（裏）

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、松前町長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、松前町を被告として（訴訟において松前町を代表する者は、松前町長となります。）提起することができます（なお、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、

様式第4号（第9条関係）

下水道事業受益者負担金過誤納金還付(充当)通知書

住 所	様方
省略	

年 月 日

松前町長 印
○あなたの納めすぎた負担金を次のとおり還付、充当しますからお知らせ致します。
○後日送金通知書を発送しますから、それまでお待ち下さい。

還付充当の理由

○過誤納金内訳

1 賦課訂正 2 取り消し 3 重納 4 その他 記 事	年 度	冊 番	通知書番号	納 期	納付済負担金	訂正、賦課額	延滞金	差 引 過 誤 納 額
	省略							
	計							
	○還付金充当内訳							
	計							
	適用							

その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第5号（第11条関係）

省略	下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書	
松前町長	様	省略
		申請者 住所 氏名 省略 納付管理人 住所 氏名 省略
		印
		印
猶予対象受益地	所在地	省略
	省略	
省略		

通知書番号

省略	通知書番号	
猶予対象受益地	所在地	省略
	省略	

様式第5号（第11条関係）

省略	下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書	
松前町長	殿	省略
		住所
	申請者	氏名
		省略
		住所
	納付管理人	氏名
		省略
次の受益地に対して徴収猶予を申請します。		
	受益地	省略
省略		
省略		

申告書番号

省略	申告書番号	
	受益地	省略
省略		

様式第 6 号 (第11条関係)

(表)

省略

下水道事業受益者負担金徴収猶予理由消滅通知書

省略

承認日	
承認番号	

猶予対象受益地	所在地	地積	対象地積	地目	利用区分	理由

省略

(裏)

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、松前町長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、松前町を被告として(訴訟において松前町を代表する者は、松前町長となります。)提起することができます(なお、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起

様式第 6 号 (第11条関係)

省略

下水道事業受益者負担金徴収猶予消滅通知書

省略

年 月 日第 号で承認した下水道事業受益者負担金の徴収猶予は、次の理由により消滅したので、松前町公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第11条第4項により通知します。

省略

算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第7号（第12条関係）

省略	下水道事業受益者負担金減免申請書	
松前町長	様	省略
	申請者	印
	住所	
	氏名	
	省略	
	納付管理人	印
	住所	
	氏名	
	省略	
減免対象受益地	所在地	省略
	省略	
省略		

通知書番号

省略	通知書番号	
減免対象受益地	所在地	省略
	省略	

様式第7号（第12条関係）

省略	下水道事業受益者負担金減免申請書	
松前町長	殿	省略
	申請者	印
	住所	
	氏名	
	省略	
	納付管理人	印
	住所	
	氏名	
	省略	
次の受益地に対して減免を申請します。		
	受益地	省略
省略		
省略		

申告書番号

省略	申告書番号	
	受益地	省略
省略		

様式第 8 号 (第12条関係)

(表)

省略

下水道事業受益者負担金減免理由消滅通知書

省略

承認日	
承認番号	

減免対象受益地	所在地	地積	対象地積	地目	利用区分	理由

省略

(裏)

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、松前町長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、松前町を被告として（訴訟において松前町を代表する者は、松前町長となります。）提起することができます（なお、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第 8 号 (第12条関係)

省略

下水道事業受益者負担金減免消滅通知書

省略

____年 ____月 ____日第 ____号で承認した下水道事業受益者負担金の減免は、次の理由により消滅したため、松前町公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第11条第4項により通知します。

省略

様式第9号（第13条関係）

省略

下水道事業受益者負担金納付管理人申告書

松前町長 様

受益者
住所
氏名 印
(電話)

通知書番号	
省略	

様式第10号（第14条関係）

省略	
下水道事業受益者変更届	
松前町長 様	
省略	
省略	
省略	
省略	
通知書番号	
省略	
計	権利の種類
理由	<input type="radio"/> 所有権 <input type="radio"/> 地上権 <input type="radio"/> 使用貸借権 <input type="radio"/> 賃貸借権 <input type="radio"/> 永小作権 <input type="radio"/> 質権

- (注) 1 この届出は、所有権、使用貸借権などの権利の移転があったとき、直ちに提出してください。
- 2 条例第8条の規定により、当該届出の日までに納付すべき時期に至っている負担金は、旧受益者の負担になります。

様式第9号（第13条関係）

省略

下水道事業受益者負担金納付管理人申告書

松前町長 殿

住 所
受益者 氏 名 印
(電 話)

松前町公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第13条第2項の規定により申告します。

省略	
----	--

様式第10号（第14条関係）

省略	
下水道事業受益者変更届	
松前町長 殿	
省略	
省略	
省略	
省略	
次の受益地について、受益者の変更があったので申告します。	
省略	
計	権利の種類
理由	<input type="radio"/> 地上権 <input type="radio"/> 使用貸借権 <input type="radio"/> 賃貸借権 <input type="radio"/> 永小作権 <input type="radio"/> 質権

- (注) 1 この申請書は所有権、使用貸借権などの権利の移転があったとき、ただちに提出してください。
- 2 申請のあった日以前の納期にかかる負担金の期別納付額は、旧受益者の負担になり、受益者変更のあった日以後の納期にかかる期別納付額は、新受益者の負担になります。

様式第11号（第14条関係）

省略

下水道事業受益者負担金納付額変更通知書

省略

省略		
区 分	徴収年度 負担金額	省略
変更前額	省略	
変更後額	省略	
省略		

受益地	所在地	省略
	省略	

様式第11号（第14条関係）

省略

下水道事業受益者負担金納付額変更通知書

省略

下記のとおり、松前町下水道事業受益者負担金の額を変更しましたので、松前町公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規則第14条第2項の規定により通知します。

省略		
区 分	負担金額	省略
当初決定額	省略	
変更決定額	省略	
省略		

所在地	省略
省略	

様式第12号（第15条関係）

省略	省略
下水道事業受益者（納付管理人）住所等変更届	
松前町長 様	
氏 名 _____ 印 （電話 _____）	
<input type="checkbox"/> 受益者	<input type="checkbox"/> 納付管理人
該当する者の <input type="checkbox"/> にチェックをしてください。	
旧 住 所	
新 住 所	

様式第12号（第15条関係）

省略	省略
下水道事業受益者住所変更届	
松前町長 殿	
(フリガナ) 受益者氏名 _____ 印 電 話 _____	
私は、下水道事業の <u>受益者</u> <u>納付管理人</u> でありましたが、次のとおり、住所を変更しました のでお届けします。	
旧 住 所 _____	
新 住 所 _____	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。